

役員等報酬規程

社会福祉法人 翼福社会

社会福祉法人 翼福社会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人翼福社会（以下本会という）の役員及び評議員等の報酬に関する必要な事項を規程する。

(役員区分)

第2条 本会の役員は、非常勤とし次の通りとする。

理事長
理事
監事

(報酬の種類及び額)

第3条 報酬は、次の通りとする。

- | | |
|--|---------|
| ① 会議（理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、その他これに準ずるもの）等の出席者に対し | 5,157 円 |
| ② 監事の監査 | 5,157 円 |
| ③ 旅費については、本会旅費規程を準備する。 | |

(付則) この規則は平成19年4月1日より施行する。

この規則は平成19年10月1日より施行する。

この規則は平成19年10月26日より施行する。

この規則は平成19年12月1日より施行する。

この規則は平成20年3月26日より施行する。

この規則は平成20年12月1日より施行する。

この規則は平成21年4月1日より施行する。

この規則は平成21年5月26日より施行する。

この規則は平成21年11月1日より施行する。

この規則は平成22年4月1日より施行する。

この規則は平成23年1月1日より施行する。
この規則は平成23年4月1日より施行する。
この規則は平成24年4月1日より施行する。
この規則は平成25年1月1日より施行する。
この規則は平成25年5月30日より施行する。
この規則は平成25年12月1日より施行する。
この規則は平成26年4月1日より施行する。
この規則は平成27年4月1日より施行する。
この規則は平成28年4月1日より施行する。
この規則は平成29年4月1日より施行する。